

契約者貸付制度をご利用いただく際には、以下の『契約者貸付条項』をご確認ください。

契約者貸付条項

1.貸付金

保険契約者は、初めての契約者貸付請求時に契約者貸付申込書に必要事項を記入することにより、反復して貸付を請求することができます。

2.追加貸付の取扱

追加して貸付を請求する場合、追加貸付日現在の既貸付元利金と合算した金額を新たな貸付金とします。

3.契約者貸付申込書の有効期間

契約者貸付申込書は保険契約が消滅しない限り有効とします。

4.貸付金の利息

貸付金の利息は会社の定める利率で計算します。

5.利率の変更

前項の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しの時は4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。

6.貸付金の元利金返済

貸付金の元利金は保険期間中いつでも全額または一部を返済することができます。
この場合、1年未満の期間についての利息は、日割で計算します。

7.利息の払込・繰入

利息は貸付日から1年経過ごとに払い込みください。
利息の払い込みがない場合は貸付応当日に利息を元金に繰り入れます。

8.利息の払込日と払込猶予期間

利息払込日は毎年の貸付応当日の前日とします。また払込猶予期間は貸付応当日から2ヵ月間とし、この期間に利息を超える金額の一部返済があった場合は、第6項にかかわらず利息の払い込みにあてた上で残額を一部返済として取扱います。またこの期間に一部返済をした後に利息の払い込みはできません。

9.貸付金の精算

保険契約が消滅する場合は支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。

10.変額保険の場合の特則

変額保険の場合は、第7項および第8項は適用せず毎年の貸付応当日に利息を元金に繰り入れます。

11.その他

本貸付条項にない事項については当該保険契約の約款の規定に基づくものとします。